**令和6年度　稲城市商工会**

**新製品・ITツール導入・動画作成・知的財産支援事業補助のご案内**

本事業は稲城市商工会の会員中小・小規模事業者（以下商工会会員）が、新製品の開発やITツール導入、動画作成、知的財産取得などを推進するに際し、その経費の一部を本事業の予算の範囲内にて補助することにより、市内中小企業の振興を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とするものです。募集区分、事業内容及び補助限度額等は以下のとおりです。

(区分(1)～(2)については審査会を経て決定となります)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **事業内容** | **対象者** | **補助限度額**  **及び補助率** | **締切日** |
| **(1)** | **新製品等の開発のための調査・研究・企画事業** | **工業**  **部会員** | **・５０万円**  **・対象経費の**  **２／３以内**  ※補助金額は審査会にて決定します。 | **・第１回**  **令和6年8月31日**  **午後4時まで**  **・第２回**  **令和6年11月30日**  **午後4時まで** |
| **(2)** | **生産性向上のためのITツール導入**  **及びクラウド導入に係る事業** |
| **(3)** | **事業所・製品等を広告宣伝するための動画作成事業** | **工業**  **部会員** | **・２０万円**  **・対象経費の2/3以内** | **令和7年1月31日**  **まで随時受付** |
| **(4)** | **特許権・商標権などの国内の知的財産権の出願に係る事業**  **(商工会会員が営む事業に関わりの**  **ある案件に限ります)** | **工業**  **部会員** | **・２０万円**  **・対象経費の2/3以内** |
| **上記**  **以外** | **・１０万円**  **・対象経費の1/2以内** |

【**補助の対象となる事業者の要件】**

**区分(1)(2)(3)は稲城市内に主たる事業所を有する商工会会員の工業部会員で、引き続き１年以上事業を営む方。区分(4)は商工会会員であれば対象になりますが、所属部会により補助限度額及び補助率が異なります。**

**なお、締切日は上記区分のとおりですが、補助金交付額が予算上限に達した場合は締切日前でも受付を終了いたしますので、あらかじめご了承ください。**

**※本補助金の申請については所定の申請書のほか、登記簿謄本又は住民票、対象事業に係る資料、経歴書等、予めご用意していただく書類があります。（裏面参照）**

**※補助金交付決定事業者は、令和7年２月末日までに事業が完了し同日までに実績報告　書等の提出が必要です。（裏面参照）**

**※申請は令和6年度中１回のみです。また経営者が同一である場合又は支配関係がある場合等はグループ全体で1回の申請となります。**

**※一つの案件につき過年度に本補助金その他の公的助成を受けたものは補助対象外です。**

**※補助対象経費が成果物等に比して著しく過大である等、実績報告の内容が不適当であると認められる場合は、交付決定を取り消すことがあります。**

**詳しくは稲城市商工会HPまたは商工会へ　℡042-377-1696**　　事務局担当：髙桑

**【申請に必要な書類】**

(1) 交付申請書

新製品・ITツールの場合は様式第1号、動画作成・知的財産の場合は様式第1号-2をご提出ください。なお交付申請書は商工会ホームページからダウンロードできるほか、商工会の窓口でも配布しております。

(2) 事業を行っていることが確認できる下記のいずれかの書類

　　①登記簿謄本の写し(法人の場合。発行日が3ヶ月以内のもの)

　　②住民票の写し(個人の場合。発行日が3ヶ月以内のもの)

　　③直近の法人税確定申告書別表一の控えの写し

（税務署の収受印があるもの。電子申告の場合はメール詳細もご提出ください）

　　④直近の所得税確定申告書第一表の控えの写し

（税務署の収受印があるもの。電子申告の場合はメール詳細もご提出ください）

(3) 補助対象事業の内容が具体的にわかる資料

　　①新製品・ITツールの場合は審査会で審査を受けていただきます。

　　　製品や技術の概要・システムの説明書・図面などをご提出頂き、審査項目である

　　　新規性、優秀性、市場性(新製品・新技術の場合)又は生産性向上(ITツールの場合)、

　　　実現性、及び補助金の必要性の各項目で高く評価され得ることを、ご提出いただく

資料によりお示しください。

　　②動画作成・知的財産の場合は取得する知的財産の種類や内容が分かる資料をご用意

　　　ください。（(1)の申請書、(6)の見積書等によりこれらが分かる場合は提出を省略できます）

(4) 経歴（社歴）書、会社案内等、申請者の方の事業概要がわかる資料

(5) 直近の市民税領収証の写し、又は納税証明書

(6) 補助対象経費の積算根拠となる見積書など

以下は上記申請により交付決定を受けた場合に必要となる書類です。

**【実績報告に必要な書類】**

(1) 実績報告書

新製品・ITツールの場合は様式第4号、動画作成・知的財産の場合は様式第4号-2をご提出ください。なお交付申請書は商工会ホームページからダウンロードできるほか、商工会の窓口でも配布しております。

(2)補助対象経費の請求書、及び領収書

(3)補助対象事業の成果物等

　①新製品の場合はその開発・研究の結果が分かる資料等

　②ITツールの場合は導入による生産性向上の成果を示す資料等

　③動画作成の場合は公開されたサイトのURL、動画データの入った媒体等

　④知的財産の場合は所轄官庁による受領書等、出願が受理されたことを示す資料等